第３回 逢瀬川・谷田川流域水害対策協議会　議事概要

日　　時：令和８年 10 月 13 日　14 時 00 分～15 時 00 分
場　　所：郡山市男女共同参画センター ２階 集会室
出 席 者：別紙「出席者名簿」のとおり

議事次第：

１　開会
２　挨拶（福島県　土木部長）
３　議事
（１）パブリックコメントによる意見等を踏まえた流域水害対策計画（案）について【資料１】
（２）今後のスケジュールについて【資料２】
４　その他
５　閉会

議事概要：

◆議事(1)　パブリックコメントによる意見等を踏まえた流域水害対策計画（案）について

・　事務局より資料１を説明

＜郡山女子大学生活科学部生活科学科　近内准教授＞

・　防災等に関しては、住民が内容を具体的に理解することがとても大切である。パブリックコメントへの回答を通じて、バックウォーターやため池、集中豪雨における災害のリスクが、わかりやすく具体的に示されたと思う。これからも住民の方が分かりやすい表現と、具体的な中身が示されることを希望する。

＜日本大学工学部土木工学科　朝岡教授（座長）＞

・　資料１の 17、18 ページで、ポンプ操作に関する事項に加えて樋門・樋管も計画に反映してほしいというコメントに対して、「操作要領を策定し、運用している。」との文言が計画（案）に加えられているが、操作要領の内容は公開されるのか。あるいはすでに公開されているのか。

＜郡山市上下水道局＞

・　樋門の操作要領については、市のホームページに公表している。

（次ページへ続く）

＜日本大学工学部土木工学科　朝岡教授（座長）＞

・　樋門の操作要領が公表されていることについて、地域の住民の方々が分かるように、配慮をお願いする。

◆議事(2)　今後のスケジュールについて【資料２】

・　事務局より資料２を説明

＜日本大学工学部土木工学科　朝岡教授（座長）＞

・　他の流域水害対策計画の策定状況を踏まえて、国からの同意の手続きにどれくらいの時間を要すると考えているか。

＜事務局＞

・　国の同意手続きとして約２か月程度の期間は必要だと聞いている。協議会で計画（案）が了承された場合、速やかに手続きを行い、12 月頃に国から同意の回答があれば、年内に策定となる予定。

【国からの同意に向けた手続きについて】

＜朝岡座長＞

・　逢瀬川及び谷田川の流域水害対策計画（案）について、事務局の説明のとおり、策定に向けた手続きを進めることとしてよいか。

＜各委員＞

・　異議なし。

【連絡事項】

＜事務局＞

・　これから計画策定に向けて手続きを進め、計画が策定・公表となった後には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域の指定に向けた検討などを進めたいと考えている。必要な時期に協議会を開催することを想定しているため、委員の皆様におかれましては、引き続き協議会に御協力くださるようお願いする。

・　本日の議事概要については、事務局でとりまとめた後、各委員の皆様に確認いただいた上で、福島県土木企画課のホームページへ掲載する。

・　次回の協議会等の開催日については、後日、改めて事務局から案内する。

以上